

みなかみ  
**見守り  
新鮮情報**  
No.117

訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば**実費負担なく**工事ができる。



©Kurosaki Gen

保険の**申請は無料**で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら**修理の必要はない**と言われた。申込書には「保険適用前に**キャンセル**すると**10万円**かかる」と書かれている。契約をやめたい。  
(80歳代 男性)

# 災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

## ひとこと助言

災害後の  
勧誘に注意



見守るくん

- 災害に便乗して、 unnecessaryな住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第371号（2020年8月18日）発行：独立行政法人国民生活センター

困った時の連絡先 みなかみ町地域包括支援センター

**62-0540**